

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りではない。

- 12 総務大臣は、第1項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

## 第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

## 第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

# 平成 27 年度地方債同意等予定額（第 2 次分）について

平成 28 年 2 月

自治財政局

## 1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、あらかじめ同意等予定額を通知。
- 今回通知する同意等予定額は、年度途中の追加事業や事業費が増加した事業に伴うもの。

(単位：億円)

	地方債 計画額 (A)	同意等予定額等			差引き (A-B)
		既通知額等 (1次分+届出)	今回通知額 (2次分)	計(B)	
通常収支分	119,242	126,018	14,960	140,978	▲21,735
東日本大震災分	2,822	1,601	764	2,366	456
総 額	122,064	127,619	15,724	143,344	▲21,279

※既通知額等の内訳

1次分：105,878億円(通常収支分104,284億円、東日本大震災分1,594億円)

届 出：21,741億円(通常収支分21,734億円、東日本大震災分7億円)

- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債  
 公共事業等(1,045億円)、学校教育施設等(1,014億円)、旧合併特例  
 (1,188億円)、行政改革推進(2,241億円)、退職手当債(2,856億円)、  
 減収補填債(特例分)(1,394億円)

## 2. 同意等予定額の通知日

2月29日(月)

○ 地方債同意等予定額について(平成27年度第2次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
<b>一般会計債</b>	48,074	17,787	38,619	9,800	66,206	▲18,131	137.7%
<b>公共事業等</b>	16,389	5,342	11,792	1,045	18,179	▲1,790	110.9%
公営住宅建設事業	1,126	717	1,076	179	1,971	▲845	175.0%
災害復旧事業	647		185	781	966	▲319	149.3%
教育・社会福祉施設等整備事業	3,359	1,619	3,899	1,401	6,920	▲3,561	206.0%
学校教育施設等	1,232	625	1,691	1,014	3,330	▲2,098	270.3%
社会福祉施設	376	346	311	96	754	▲378	200.5%
一般廃棄物処理	649	215	1,209	159	1,583	▲934	243.9%
一般補助施設等	562	174	485	95	755	▲193	134.3%
施設(一般財源化分)	540	260	203	36	498	42	92.3%
<b>一般単独事業</b>	20,543	9,889	17,348	3,395	30,631	▲10,088	149.1%
一般	4,351	3,713	4,155	840	8,708	▲4,357	200.1%
うち一般事業			3,715	733			
うち第3セクター改革推進債			440	107			
地域活性化	490	193	523	59	775	▲285	158.1%
防災対策	871	271	627	101	999	▲128	114.7%
地方道路等	3,221	3,384	2,207	504	6,094	▲2,873	189.2%
旧合併特例	6,200	1,152	6,062	1,188	8,403	▲2,203	135.5%
緊急防災・減災事業	5,000	1,176	3,760	661	5,596	▲596	111.9%
公共施設最適化事業	410		14	41	56	354	13.6%
辺地及び過疎対策事業	4,565	5	4,110	573	4,688	▲122	102.7%
辺地対策	465		439	30	469	▲4	100.0%
過疎対策	4,100	5	3,670	544	4,219	▲119	102.9%
公共用地先行取得等事業	345	216	209	131	556	▲211	161.1%
行政改革推進	1,000			2,241	2,241	▲1,241	224.1%
調整	100			55	55	45	54.6%
<b>公営企業債</b>	25,118	3,947	20,415	725	25,088	30	99.9%
水道事業	4,334	29	4,294	125	4,448	▲114	102.6%
工業用水道事業	178	20	161	4	185	▲7	103.8%
交通事業	1,786	463	1,408	25	1,897	▲111	106.2%
電気事業・ガス事業	164		142	7	150	14	91.3%
港湾整備事業	544	46	410	28	484	60	89.0%
病院事業・介護サービス事業	4,116	550	3,331	256	4,137	▲21	100.5%
市場事業・と畜場事業	2,096	1,784	165	4	1,953	143	93.2%
地域開発事業	805	79	402	96	577	228	71.6%
下水道事業	10,981	933	10,060	169	11,161	▲180	101.6%
観光その他事業	114	43	42	10	96	18	84.0%
(公営企業退職手当債)							
臨時財政対策債	45,250		45,250		45,250	0	100.0%
退職手当債	800			2,856	2,856	▲2,056	357.1%
<b>合計</b>	119,242	21,734	104,284	13,382	139,400	▲20,157	116.9%
減収補填債(5条分)				184	184	▲184	—
減収補填債(特例分)				1,394	1,394	▲1,394	—
<b>総計</b>	119,242	21,734	104,284	14,960	140,978	▲21,735	118.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

## 2 東日本大震災分

### (1) 復旧・復興事業

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
<b>一般会計債</b>	388		344	39	383	5	98.8%
公営住宅建設事業	345		319	34	353	▲8	102.3%
災害復旧事業	33		20	6	26	7	79.7%
一般事業	10		4	0	4	6	40.0%
<b>公営企業債</b>	22		12	4	16	6	74.7%
水道事業	2		1	0	1	1	40.5%
病院事業・介護サービス事業	1					1	-
市場事業・と畜場事業	2		1	0	2	0	75.5%
下水道事業	17		11	3	14	3	83.1%
被災施設借換債	15					15	-
<b>総計</b>	425		356	43	400	25	94.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

### (2) 全国防災事業

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
<b>一般会計債</b>	2,397	7	1,238	721	1,966	431	82.0%
<b>全国防災事業</b>	2,397	7	1,238	721	1,966	431	82.0%
<b>総計</b>	2,397	7	1,238	721	1,966	431	82.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

## 3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	119,242	21,734	104,284	14,960	140,978	▲21,735	118.2%
2 東日本大震災分	2,822	7	1,594	764	2,366	456	83.8%
(1) 復旧・復興事業	425		356	43	400	25	94.1%
(2) 全国防災事業	2,397	7	1,238	721	1,966	431	82.0%
<b>合計</b>	122,064	21,741	105,878	15,724	143,344	▲21,279	117.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額	119,242	30,381	19,197	40,000	29,664
② 同意等予定額	119,244	32,059	18,762	24,696	43,727
都指 道定 府都 県市	67,870	10,659	6,249	24,649	26,312
市特 町別 村区	51,374	21,400	12,513	47	17,415
内 既 通 知 額	104,284	29,312	18,284	22,739	33,949
都指 道定 府都 県市	58,982	9,770	6,138	22,698	20,375
市特 町別 村区	45,302	19,541	12,146	41	13,574
訳 今 回 通 知 額	14,960	2,748	478	1,956	9,778
都指 道定 府都 県市	8,888	889	111	1,951	5,937
市特 町別 村区	6,072	1,859	367	6	3,841
③ 既届出額	21,734			12,098	9,635
都指 道定 府都 県市	19,464			12,030	7,434
市特 町別 村区	2,270			68	2,202
④ 小計 (②+③)	140,978	32,059	18,762	36,794	53,362
都指 道定 府都 県市	87,334	10,659	6,249	36,679	33,746
市特 町別 村区	53,644	21,400	12,513	115	19,616
⑤ 計画残額 (①-④)	▲21,735	▲1,678	435	3,206	▲23,698

(注)表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。  
(注)④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)

2. 東日本大震災分  
 (1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

	計	財 政 融 資			
		機 構	市場公募	銀行等引受	
① 平成27年度地方債計画額	425	290	135	—	—
② 同意等予定額	400	261	132	—	6
都道府県	141	97	40	—	3
市町村	259	164	92	—	3
内 既通知額	356	224	126	—	6
都道府県	134	91	40	—	3
市町村	222	134	86	—	3
内 今回通知額	43	37	6	—	0
都道府県	7	7	0	—	—
市町村	37	30	6	—	0
③ 計画残額 (①-②)	25	29	3	—	▲6

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

	計	財 政 融 資			
		機 構	市場公募	銀行等引受	
① 平成27年度地方債計画額	2,397	2,019	378	—	—
② 同意等予定額	1,959	1,179	727	1	52
都道府県	460	403	52	1	2
市町村	1,499	775	674	—	50
内 既通知額	1,238	854	336	1	46
都道府県	353	350	—	1	2
市町村	884	505	336	—	44
内 今回通知額	721	324	391	—	6
都道府県	106	54	52	—	—
市町村	615	270	339	—	6
③ 既届出額	7			—	7
都道府県	—			—	—
市町村	7			—	7
④ 小計 (②+③)	1,966	1,179	727	1	59
都道府県	460	403	52	1	2
市町村	1,506	775	674	—	57
⑤ 計画残額 (①-④)	431	840	▲349	▲1	▲59

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

### 3. 合計

(単位：億円)

	計				
		財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額	122,064	32,690	19,710	40,000	29,664
② 同意等予定額	121,603	33,499	19,622	24,697	43,785
都指 道定 府都 県市	68,470	11,160	6,342	24,650	26,318
市特 町別 村区	53,133	22,339	13,279	47	17,467
内 既 通 知 額	105,878	30,390	18,746	22,741	34,001
都指 道定 府都 県市	59,469	10,211	6,178	22,699	20,381
市特 町別 村区	46,409	20,179	12,568	41	13,620
内 今 回 通 知 額	15,724	3,109	875	1,956	9,784
都指 道定 府都 県市	9,001	949	164	1,951	5,937
市特 町別 村区	6,723	2,160	711	6	3,847
③ 既届出額	21,741			12,098	9,642
都指 道定 府都 県市	19,464			12,030	7,434
市特 町別 村区	2,277			68	2,209
④ 小計 (②+③)	143,343	33,499	19,622	36,795	53,427
都指 道定 府都 県市	87,934	11,160	6,342	36,680	33,752
市特 町別 村区	55,409	22,339	13,279	115	19,676
⑤ 計画残額 (①-④)	▲21,279	▲809	88	3,205	▲23,763

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(注) ④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)

(注) 財政融資資金は809億円計画額を超過しているが、同意等予定額のうち950億円は、平成26年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成27年度に繰り越した事業に係るものであり、平成26年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、本年度分の事業のみで見ると計画額の範囲に収まる。